

会議の内容

会議名	平成20年度第1回 習志野市農業振興地域整備促進協議会
開催日時	平成20年7月22日（火） 午前10時から11時10分
会議場所	習志野市役所第三分室 2階会議室
議題及び 会議の概要	<p>【会議の概要】</p> <p>議題 会長・副会長の選出 ・会長に広瀬義弘委員、副会長に村山茂男委員が選出される。</p> <p>その他 農業振興地域制度について ・事務局より、農業振興地域制度及び本協議会での審議内容について説明</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 農業振興地域整備計画について ①習志野市の計画面積について ②農業振興地域整備計画の変更について</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 農用地区域からの除外理由について ①法律上の変更要件について ②判断理由の考え方について</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 計画変更手続きについて ①事務手続き及び手続き期間について</p> <p>質問・意見</p> <p>(質問) 市街化調整区域と農業振興地域の面積の違いはどこか 市街化調整区域のうち、谷津干潟と河川部分は農業振興地域に入っておらず、市街化調整区域の面積は240ha、農業振興地域面積は176haとなっています。</p> <p>(質問) JA千葉みらいで農業振興地域の中に農産物直売所を計画しているが、規模はどの程度の見込み 駐車場を含めて、概ね1haの計画です。</p> <p>(質問) 市内の農業振興地域は、宅地化が進み、遊休地も増加している。 農業振興地域は、農業を振興すべき区域として県の指定を受ける区域であるが、市内の農業振興地域の現状から指定することはどうなのか疑問に思うがどうか。 農業振興地域は、まとまった農地のある地域を指定しますが、都市近郊の市町村においては広大な農地は少ないため、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域を農業振興地域に指定しています。 通常は200haの農地のある地域を指定しますが、都市地域においては概ね100haの農地のある市街化調整区域を指定しています。 県内の都市地域において、市街化調整区域でも土地利用状況が市街化区域と大きな差のない地区も一部にあり、本市においても農業振興地域内の一部に、実態が営農地とは異なる地区があるのが現状です。</p>
問合せ	市民経済部農政課 電話 047-451-1151 内線 280 または 384